

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 9 号

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「同規程」を「勤務時間規程」に改める。

第 17 条第 3 項第 2 号中「から第 6 号まで」を「及び第 5 号」に改める。

第 20 条第 2 項中「規程」の次に「（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 30 号）」を加える。

附則第 3 項を削る。

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項中「支給とする」を「支給する」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

（医師等の給料の特例）

- 2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち循環器内科及び外科に勤務する職員には、当分の間、給料月額のほか、10,000 円（育児短時間勤務職員等にあつては、10,000 円に勤務時間規程第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、10,000 円に同条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料として支給する。

附則第 6 項中「附則第 2 項」を「附則第 3 項」に改める。

附則第 7 項中「第 4 条第 4 項」を「第 5 条」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。